

「就学可能」、「雇用可能」な障害者カテゴリーの生成をめぐって
—19世紀末イギリスにおける「不具者」を例にして—

第16回障害学会報告資料

2019年9月7日(土) 立命館大学朱雀キャンパス

高森 明(立命館大学客員研究員)

1. 問いの設定

- 就学可能/不能、労働可能/不能、養育可能/不能、生きるに値する命/生きるに値しない命、人間の条件を備えた生命/備えていない生命。
⇒イギリスにおける障害者カテゴリーの二重構造は、19世紀後半に生成した。
- 本報告ではイギリスにおける障害者カテゴリーの二重構造が、いかにして生じたのかを、就学判定における「不具児」カテゴリーの生成過程を手がかりにして、明らかにすることを目指す。

2-1. 先行研究：歴史

(教育史、慈善事業史からの研究)

①プリチャード(1963)、山口(1993)らのイギリス障害児教育史研究
ロンドン慈善組織協会COSなどの働きかけにより、就学免除の対象
であった不具児の就学運動が行われたことを肯定的に評価した。

②高野(1985)らの慈善事業史研究

てんかん児、不具児の就学運動におけるCOSの役割を肯定的に
評価した。

(障害学からの歴史研究)

③ボルゼイ(2005)の研究

歴史記述は、公立学校、慈善団体が設立した学園における分離教
育の推進が問題とされている。

2-2. 先行研究の課題

- ①②は、COSが就学運動を推進するとともに、障害児の間に就学可能／就学可能の線引きを導入したことを軽視している。
- ③に代表されるイギリス障害学の歴史分析は、全体的に健常者と障害者の差別的処遇に注目するが、障害者間に発生した差別的処遇に十分に注意を払っていない。
- ①②③に共通する課題として、この時期のCOSの主張が、民間アサイラムと学校教育の管轄を確定するための議論であったことを見落としている。

⇒いずれの研究もCOSの議論が当時の文脈の下で、どのような意味を持っていたのかを軽視する傾向がある。

3.本稿の研究方法与視点

- ・19世紀末イギリスのCOSによるカテゴリー制作に注目した。
- ・考察は、COS特別委員会報告書『てんかんおよび不具の成人および児童に関する研究報告』(1893)のドキュメント分析を通じて行われた。
- ・カテゴリー分析を行う上で特に注目したのは、一見同じ形式のカテゴリーが創出された場合でも、誰がいかなる目的でカテゴリー化を行ったのかによって、その目的が大きく変質してしまうという点である。

4-1.イギリスにおける障害児学校教育制度生成の流れ

【年表】

1889年	盲ろう王立委員会報告書提出	⇒盲、ろう、軽度精神薄弱児の義務教育を勧告。ロンドン慈善組織協会COS関係者中心の就学運動。軽度、中度精神薄弱児の公立学校における分離教育が原則。特殊学級の普及。
1893年	COS特別委員会報告書『てんかんおよび不具の成人および児童』に関する研究報告	※詳細は本報告参照
1899年	初等教育(欠陥児およびてんかん児)法成立	初等教育(欠陥児およびてんかん児)法成立 ⇒欠陥児の定義は「知的、身体的な障害のため通常の教育から利益を受けることのできない子ども」 ⇒重度、中度精神薄弱児は除外される。 ⇒てんかん児の定義は「重度、中度の精神薄弱児ではなく、てんかんの症状が重いため公立学校への通学が不適切な子ども」 ⇒義務ではなく「できる規定」
1914年	初等教育(欠陥児およびてんかん児)法改正	⇒欠陥児およびてんかん児の義務教育化 ⇒対象児は精神薄弱児のみ

成田,1966,p.82,p.172,山口,1993,p.75,349を参照

4-2.イギリスにおける障害児学校教育制度生成の流れ

- ・イギリスが学校義務教育制度に向けて舵を切り出した初等教育法(1870)以後も、障害児は就学免除されるケースが多かった。
- ・COSが強い発言権を持った盲ろう王立委員会(1888-1889)では、盲・聾・啞児の就学促進、普通学級に在籍する精神薄弱児(中度以上)の処遇について勧告がなされた。
⇒通学、学内での見守り、介助などを要するてんかん児、不具児の就学については後回しにされた。
- ・COS特別委員会報告(1893)において、てんかん児、不具児の処遇に焦点があてられた。
- ・COS特別委員会報告は初等教育(欠陥児およびてんかん児)法(1899)および同法改正(1914)における就学の知的水準による線引きにも一定の影響を与えている。⇒審議会にはCOSの関係者が多数参加した。

5-1.1893年 COS特別委員会報告書の成立過程① アサイラムの動向

【図2】1877年COS特別委員会勧告

他害の恐れ のない精神 障害者	痴愚
	白痴

COS,1877,p.288,p.294

- ・白痴法(1886)以前、知的障害と精神障害の区分は曖昧だった。

- ・民間アサイラムの施設長が、独自の分類処遇を行っていた。

【史料1,図1】

- ・COSにおいても1877年特別委員会報告において、痴愚と白痴の等級分類、知的障害と精神障害の分類カテゴリー制作された。【図2】

⇒1877年勧告はアサイラムの分類方法のみならず、1893年COS特別委員会報告書ではアサイラムの支援対象の範囲を限定する役割を果たすことにもなった。

5-2.1893年 COS特別委員会報告書の成立過程② 病弱児援助協会

- ・病児援助協会Invalid Children's Aid Associationは病児のいる家庭への友愛訪問、(介助用の)器具の提供、病院の医師による母親の再教育を目的にCOSの一部門として1886年に結成された。

【史料2】

- ・結成当初は病児を救済の対象としていたが、次第に未就学の不具児、畸形児も救済の対象とするようになり、1893年COS特別委員会報告書において「不具児」の処遇を検討する際に参照された。

5-3.1893年 COS特別委員会報告書の成立過程② 学校障害児調査

[表1] ウォーナー医師の学校実態調査結果1888-1891)

精神薄弱または精神的に正常ではないもの	234
肢体不自由又は学校生活で発作の記録があるケース	54
歩行困難、脚の障害	239
身体的に重要な程度の欠陥のみられるケース	5,851
正常な神経的状态から偏っている兆候のある、 欠陥のある行動又は身体のバランスが悪いことが 見られるケース	5,487
身体虚弱なケース	2,003
眼科ケース	1,487
特別の保護を必要とすると思われる児童	817
(Warner,F.,1891? ,p.1087,高野,1985,p.510を参照)	
<p>※数字は延べ人数であり、重複例あり。 ※原因は「先天的疾患」、「一般的疾病または傷害」、「麻痺症状」 に分かれる。 ※「歩行困難、脚の障害」239名の内、救貧法学園在籍者85名、 認可勤労学園在籍者7名、ホームおよび孤児院37名、普通学校 110名)</p>	

※アサイラムにおける救済の対象にならないような、「軽度」障害児を多数発見したことにより、COSの障害児救済は見直しを迫られた。

6. 1893年特別委員会報告書の概要

- ・特別委員会は1890～1893年に開催された。【史料3】
- ・議論の中心となったのは、てんかん児、不具児の処遇であった。
- ・様々な論者が委員会に参加したが、議論を牽引したのは、アサイラムの施設長、慈善病院の医師、病児援助協会、不具男児のための国民産業ホーム協会のメンバーらであった。【史料4】
- ・「不具」の定義は明確にされていないが、引用されている調査結果などを読むと、股関節、脊髄、骨、膿瘍の病気、くる病、麻痺などが含まれていた。【表2】

7-1.COS特別委員会の問題意識

(不具男児のための産業ホーム名誉参事ナイプ氏の発言)

「我々が知りうる限り、母親は一般的に身体的な苦しみの下にある児童に対して、特別な愛情を持っている。そして、不具児はほとんどのケースでは家族のお気に入りとなる。(中略)彼らはわずかな、あるいはあらゆる規律にも服していない。」(Family Welfare Association,1893,p.105)

「不具児は畸形に対する注目を非常に気にして、部分的にはあざけりを恐れて、学校に通うことを嫌がる。

放置され、物乞いか、街頭の清掃者か、他の稼得能力として両親の収入源としてのみ、保護されている不具児もいる。」

(Family Welfare Association,1893,p.105)

7-2.COS特別委員会の問題意識

- ・多くの「不具児および畸形児」が未就学となっており、家庭でも適切な教育、しつけを受けていないことが問題にされた。【史料5～6】
- ・学校内の教室移動(階段の昇り降りなど)が、「不具児」の就学に支障をきたしていると判断された。
【史料7】
- ・ウォーナー医師の学校実態調査の検討に基づき、学校に在籍する「不具児」および「畸形児」は知的、身体的特徴が多様であり、同じ処遇を行うのは不適當と判断していた。【史料8～9】

8-1.COS特別委員会の勧告

[表3]COS特別委員会報告書(1893)の「不具児」分類①

希望のあるケース(知的に高く、ある程の作業が可能)	就学+産業ホームにより雇用
より希望のある早期援助のケース	・病児援助協会が委託と援助の中心を担う。 ・知的に中度以下のケースは民間アサイラムで処遇
絶望的ケース(痴愚以下か身体機能のコントロール不能)	・身体機能のコントロール不能とされたケースは、診療所その他の施設で処遇
Family Welfare Association,1893,p.125,p.127,129	

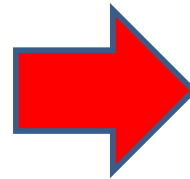
- ・COS特別委員会報告(1893)では、「不具児」は「絶望的ケース」、「より希望のある早期援助ケース」、「希望のあるケース」に分類された。【史料10～11,表3】
- ・「絶望的ケース」、「より希望のある早期援助ケース」は病児援助協会が委託と援助の中心的な役割を担うことが勧告された。
【史料10】
- ・「絶望的ケース」、「より希望のある早期援助ケース」では、知的に「痴愚(中度)」以下のケースは民間のアサイラムが妥当、知的な遅れはないが、身体機能のコントロール不能なケースでは診療所か、その他の施設での処遇が妥当とされた。
【史料11】

8-2.特別委員会と「欠陥児およびてんかん児法」

【図3】「不具児」分類

不具＋正常知能		就学 妥当
不具＋精神薄弱		
身体機能の コントロール 不能 ⇒診療所へ	不具＋ 痴愚 ⇒アサイラムへ	アサイラム・ 診療所 妥当
	不具＋ 白痴 ⇒アサイラムへ	

Family Welfare Association, 1893, p.104により作成



【図4】初等教育(欠陥児およびてんかん児)法(1899)

欠陥児＋正常知能		就学 可能
欠陥児＋精神薄弱		
欠陥児＋痴愚		就学 不能
欠陥児＋白痴		

山口, 1993, p349により作成

9.まとめ

- COSが1893年特別委員会で勧告した分類処遇は、「不具児」のうち、公立学校が引き受けるべき軽度の「不具児」と、民間の慈善団体が引き受けるべき、中重度の「不具児」の線引きを行うための指標であった。⇒もちろん、一方的にカテゴリー化をすること自体には問題もある。
- しかし、初等教育(欠陥児およびてんかん児)法(1899)において、就学判定を地方教育当局が担うことになったことにより、分類は学校に受け入れ可能な児童の線引きを行うための道具に変質していくことになった。

10. 課題と展望

(本報告の意義)

- ・カテゴリー化による差別の発生を明らかにするためには、カテゴリーの形式、編成のみならず、主体と目的(誰がどのような目的でカテゴリー化するのか)の変遷にも注目する必要がある。
⇒形式、編成は変化しなくても、主体と目的を変えながら、一度制作されたカテゴリーは再利用されていく。

(今後の課題)

- ・初等教育(欠陥児およびてんかん児)法(1899)の成立前の審議過程において、COSが制作カテゴリーにどのような変化が生じたのかは今回言及することができなかった。

参考文献

- Bosanquet,H,1912,*Social Work in London 1869-1912*,London:John Marley
- Borsay,A.,2005,*Disability and Social Policy in Britain since 1750*,New York:Macmillan
- Charity Organisation Society,1877,*Educatin and Care of Idiots,Imbeciles,and Harmless Lunatics*,London: Charity Organisation Society
- Duncan,P.M. & Millard,W.,1866,*A MANUAL FOR THE CLASSIFICATION,TRAINING, AND EDUCATION OF THE FEEBLE-MINDED,IMBECILE, & IDIOTIC*,London: Longmans,Green,and Co.
- Family Welfare Association,1893, *The Epileptic and Crippled Child and Adult:a Report on the Present Condition of These Classes of Afflicted Persons, with Suggestions for Their Better Education and Employment*,London:Arno Press
- Jackson,M.,2000, *The borderland of imbecility*,Manchester:Manchester Unversity Press
- Loch,C.S.,1895, *How to help cases of distress: a handy reference book for almoners and others*,5th edition,London:Longmans,Green & Co.
- 成田 克矢,1966,『イギリス教育政策史研究』,御茶の水書房
- Pritchard,D.G.,1963,*The Education and the Handicapped 1760-1960*,London: Routledge and Kegan Paul(1969,岩本 憲 監訳,『障害児教育の発達』,黎明書房)
- 高野史郎,1985,『イギリス近代社会事業の形成過程 ロンドン慈善組織協会の活動を中心として』,勁草書房
- Warner F.,1891?,*Report on the Physical and Mental Condition of 50,000 Children Seen in 106 Scool in London*, 1888-1891,London:Committee on the Mental and Physical Condition of Children
- Thomson,M.,1998, *The Problem of Mental Deficiency: Eugenics, Democracy, and Social Policy in Britain C.1870-1959*,Oxford:Clarendon Press
- 山口洋史,1993,『イギリス障害児「義務教育」制度成立史研究』,風間書房